

助産制度の利用案内

■ 助産制度とは

経済的な理由により産院などでの分べんが難しい場合、指定病院（市立ひらかた病院等）での分べん費用を助成します。

※出産後では申請受付できません。必ず出産前に下記の担当窓口で相談を受けてください。

■ 助産制度の利用にかかる徴収金額

（平成27年1月1日より適用）

定 義	階層区分	徴収金額（注1）
生活保護世帯	A	0円
A 階層を除き当該年度分の市民税非課税世帯 ※出産日が4月から6月の場合は、 前年度の市民税課税状況で認定します。	B	99,800円 （注4）

（注1）衛生材料費（お産パット等の消耗品等）、医療費差額（帝王切開等医療行為）等の実費については上記の徴収金額とは別に病院へ支払う必要があります。金額等については、助産制度をご利用される前に必ず出産される指定病院へご確認ください。

（注2）階層区分Bの方には、健康保険組合などより出産育児一時金が支給されます。
まずは、こちらの制度を利用してのご出産をご検討いただくことになります。

（注3）助産制度を利用する場合、健康保険（国民健康保険等）から支給される出産育児一時金は488,000円です。

（注4）別に定めた納期までに納入いただけない場合は、延滞利息がかかります。

■ 申請に必要なもの

- ☐ 個人番号（マイナンバー）を確認できるもの及び本人確認できるもの（裏面参照）
- ☐ 診断書 ☐ 健康保険証 ☐ 母子健康手帳
- ☐ 誓約書（生活保護世帯は不要）
- ☐ 令和（ ）年度市民税課税証明書

※令和（ ）年1月2日以降に枚方市へ転入してこられた場合

- ☐ その他市長が必要と認める書類

※相談の結果、制度の利用ができない場合もあります。事前相談後に取得するようにしてください。

■ その他

※ 申請後に申込内容（住所、病院等）に変更があった場合には下記までご連絡ください。

※ 助産制度を利用される場合は、出産育児一時金の医療機関等への直接支払いはできません。

裏面もご覧ください

申請書への個人番号（マイナンバー）の記入について

平成28年1月から社会保障などの手続きでは、個人番号（マイナンバー）の記入が必要となるものがあります。申請書の「個人番号」欄に記入をお願いすると同時に、なりすましによる不正な申請を防ぐため、申請時に市役所が個人番号（マイナンバー）の提供を受ける時に確認させていただく書類等がございますので、ご準備のうえご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

市役所が個人番号（マイナンバー）の提供を受ける時、確認するのは

- ① 個人番号（マイナンバー）を確認する番号確認
と
② 個人番号を提供しようとする者の本人確認
- } の両方です。

○確認には以下の書類が必要です

- ① 個人番号（マイナンバー）確認と②本人確認の両方が一度にできるもの
個人番号カード（※申請し交付されている方）

- ① 個人番号（マイナンバー）を確認する番号確認に必要なもの

個人番号通知カード
住民票（個人番号が記載されたもの）
住民票記載事項証明書（個人番号が記載されたもの）

のいずれか1つと

- ② 個人番号を提供しようとする者の本人確認に必要なもの

・本人確認できるもので1つで済むもの（写真付のもの）

運転免許証
旅券（パスポート）
障害者手帳（身体・療育・精神）＊写真付のもの

など

・本人確認できるもので2ついるもの

健康保険証	後期高齢者医療被保険者証
介護保険被保険者証	年金手帳
児童扶養手当証書	特別児童扶養手当証書

など

※個人番号（マイナンバー）を把握されていない場合等は、記入しなくても結構です。
その場合は本人確認書類の提示は必要ありません。

【問 合 せ 先】

〒573-0032 枚方市岡東町19-1 OFFICE A 6F（ステーションヒル枚方6F）

ひとり親家庭相談支援センター（まるっとこどもセンター 内）

TEL 072-841-1125（直通）

FAX 072-846-7952

Email maruko@city.hirakata.osaka.jp